

捜査主任官の指名等について（通達）

〔 最終改正 令和6.3.8 例規務第3号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

この通達は、捜査幹部の責任の明確化等を目的として、捜査主任官の指名等について、必要な事項を定めたもので、平成12年8月24日から実施しています。

その内容は、

- 本部長指揮事件における指名
- 捜査主任官指名簿の作成
- 捜査主任官の指名に当たっての留置事項

等です。